

綾部市で新たに立地をお考えの企業の皆様へ

# 工場設置奨励金制度のご案内

市内の工場適地等に新たに立地し、生産設備等を新設等された企業に対し奨励金を交付します

<b>対象企業</b>	<p>市内の工場適地等に新たに立地し、操業開始日の翌年1月1日までに取得した<b>工場</b> ※1 及び工場敷地内に存する<b>生産設備</b> ※2 並びに<b>土地</b> ※3 の取得合計額が、1億円(中小企業者にあつては5千万円)以上の企業</p> <p><b>※1 工場とは・・・</b> 工業製品を製造、加工(日本標準産業分類に掲げる<b>製造、加工業</b>をいう)するために直接供する家屋及び市長が特に認める事業を行うための家屋</p> <p><b>※2 生産設備とは・・・</b> <u>法人税法施行令第13条第1号から第7号</u>までに規定するもの(同条第1号に規定する建物のうち社宅又は寮の用に供するものその他これに類するものを除く)</p> <p><b>※3 土地とは・・・</b> 操業開始日前3年以内に取得したもので、事業の用に供するもの</p>
<b>奨励金の内容</b>	<p>操業開始日の翌年1月1日までに取得した<b>工場</b> 及び工場敷地内に存する<b>生産設備</b> 並びに<b>土地</b> に対して、<u>当該固定資産税相当額</u>を予算の範囲内で交付します(ただし、操業開始日が1月1日の場合は当該日をいう。)</p>

◆ 本制度の活用をお考えの方は、事前にご連絡・ご相談をお願いいたします。

## 【問い合わせ先】

綾部市商工労政課 工業・雇用促進担当

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1

電話 0773-42-4264 (直通)

メール sykorosei@city.ayabe.lg.jp